

12月定例会

行田市工場立地法地域準則条例など 20議案を可決・承認・認定



議 場 風 景 (12月定例会初日)

12月定例会には、市長提出議案20件が提出され、すべてを可決・承認・認定するとともに、諮問1件を適任としました。

また、議員提出議案2件が提出され、いずれも可決しました。

主な議案の内容は次のとおりです。

市長提出議案

条 例 使用料の改定

○行田市斎場条例の一部を改正する条例 (原案可決)

斎場内の施設改修に伴い、火葬室・式場・霊安室の使用料の改定を行うため、条例の一部を改正するものである。

質疑 なぜ斎場使用料を値上げするのか。

答 火葬に使用する灯油の實質燃料費部分の負担、また、建設費等に対し、施設の年間稼働日数及び耐用年数をもとに算出し、利用者にとってできる限り少ない負担額となるよう設定したものである。

質疑 民間の式場との関係はどのように配慮したのか。

答 式場を新築するに当たり、平成25年5月に、主に市内葬祭業者から式場の数、規模、配置などについて意見を伺ったものである。

○行田市工場立地法地域準則条例 (原案可決)

工場立地法では、緑地を含む環境施設を敷地の25%以上設けなければならない。

今回、国の基準に変えて、

市独自の基準を定め、緑地面積率等の規制を緩和し、さらなる企業立地の促進及び転出の防止を図るため、新たに条例を制定するものである。

質疑 緩和することにより、進出する企業はあるのか。

答 市内の既存企業から増設に関する相談はあるものの、具体的に転出や進出の話があるというわけではなく、規制緩和により、そうした効果を生み出そうというものである。

○行田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の徴収に関する条例 (原案可決)

法令の改正に伴い、当該事業における利用者負担額の徴収に関し、徴収根拠、金額の上限や範囲等を条例で規定する必要が生じたことから、子ども・子育て支援新制度における公立・私立保育所等の利用者負担額及びその徴収について、新たに条例を制定するものである。

質疑 第6条中、利用者負担額の徴収に関し必要な事項は、

市長が別に定めるとは、どのようなものが対象となるのか。

答 市指定の納入通知書の様式や、利用者負担額の減免申請のための手続方法及び様式に関する事項などを施行規則により定めることを想定している。

○行田市立保育所設置及び管理条例の一部を改正する条例 (原案可決)

法令の改正に伴い、保育所への入所要件、保育時間、利用者負担額の納付及び減免について規定するため、条例の一部を改正するものである。

○行田市学童保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例 (原案可決)

法令の改正に伴い、学童保育室の受入れ対象児童が小学生全学年に拡充されることか



さくら学童保育室